

国税局が一般経営者の COVID19 対策として申告書の提出、納税期間を延長

財務省国税局は、一般の経営者を支援する目的で、申告書の提出、支払い期間を延長する。

現在は、政府の指示により施設を閉鎖しなければならなかった経営者のみが対象であるが、提出、納税期間を延長する権利者として一般の経営者を追加した。

ウタマ財務大臣は、財務省が一般経営者を対象とする国税法に基づく申告と納税の延長を承認したと発表した。2020年3月31日の財務省の発表に加えて上記を対象として追加した。これは、新型コロナウイルス2019 (COVID-19) の影響を受けるほとんどの者、すなわち経営者、従業員などを直接、間接に支援するものである。これは、COVID-19により隔離を受け納税申請業務ができない、会計業務で業務先に入ることができない会計事務所、閉鎖された施設など同じサプライチェーンにある施設、などがあるからである。

さらに、人々が家にいることを奨励し、COVID-19 感染リスクを減らすために事業者が従業員の在宅勤務を検討するようにとの政府の方針に従うものである。

エークニティ国税局長は今回の申告、納税期限延長を以下の通り発表した。

1.源泉徴収税 (Phor Ngor Dor 1、Phor Ngor Dor 2、Phor Ngor Dor 3、Phor Ngor Dor 53、Phor Ngor Dor 54)

2020年4月、5月に申告し夫々2020年3月、4月の納税を2020年5月15日まで延長

2.付加価値税

2.1 2020年3月、4月に申告しそれぞれ2020年3月、4月納税の国内販売商品、サービス (Phor.Phor.30) の国内販売付加価値税を2020年5月23日まで延長

2.2 2020年3月、4月に申告しそれぞれ2020年4月、5月納税の外国へのサービス付加価値税 (Phor.Phor.36) を2020年5月15日まで延長

3. 2020年3月、4月に申告しそれぞれ2020年4月、5月納税の特定事業税（Phor.Thor.40）を2020年5月23日まで延長。ただし、商業目的での不動産売却は含まない

4. 2020年4月1日から5月15日までの申告、納税印紙税（Oor. Sor. 4、Oor Sor 4 Khor、Or Sor Khor 4 Khor）を2020年5月15日まで延長

さらに、国税局は現在インターネット経由での申告と納税を受付けており、これにより書類保持、各地区国税局、国税事務所への納税のため移動負担を軽減する。

ウタマ財務相は以下の通り発表した。

財務省が今回一般経営者に対し申告、納税期間を延長しインターネットでの納税を奨励することは、

COVID-19に関する感染リスク、問題を軽減し、この危機を克服し経済の持続的成長に寄与するものである。

国税局の

収益部門広報

電話 0 2272 9529-30 ファックス 0 2617 3324

RD Intelligence Center 1161